

第50号議案

春日那珂川水道企業団規約の一部変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、春日那珂川水道企業団規約を別紙のとおり変更するため、関係市町と協議する。

平成30年6月8日提出

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

那珂川町が那珂川市となることに伴い、春日那珂川水道企業団規約の一部を変更するため関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものである。

春日那珂川水道企業団規約の一部を変更する規約

春日那珂川水道企業団規約(昭和52年10月1日福岡県指令地行第325号許可)の一部を次のように変更する。

第2条中「那珂川町」を「那珂川市」に、「関係市町」を「関係市」に改める。

第5条第1項中「関係市町」を「関係市」に、「那珂川町」を「那珂川市」に改め、同条第2項中「関係市町」を「関係市」に改める。

第6条、第7条並びに第9条第2項及び第5項中「関係市町」を「関係市」に改める。

第10条第2項中「関係市町」を「関係市」に、「副市町長」を「副市長」に改める。

第14条第1項中「関係市町」を「関係市」に改め、同条第2項中「関係市町長」を「関係市の長」に改める。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。